

佐世保市建設工事中間前金払事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐世保市が発注する建設工事における、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、当該経費の4割を超えない範囲内で既に行っている前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲の前金払(以下「中間前金払」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 中間前金払の対象となる工事については、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 1件の請負代金額(税込)が200万円を超えていること。ただし、佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱第24条第1項ただし書の規定を適用している場合は、50万円以上であること。
- (2) 既に前払金を受けていること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(対象経費の範囲)

第3条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(割合等)

第4条 中間前金払の割合は、請負代金額の100分の20以内とし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の100分の60を超えてはならないものとする。

(継続費及び債務負担行為に係る契約)

第5条 継続費及び債務負担行為に係る契約で、前払金を各年度の出来高予定額に対して支払うものについては、各会計年度の年額割に対応する出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

(中間前金払と部分払の取扱い)

第6条 中間前金払は、部分払と併用できないものとする。

(認定方法)

- 第7条 中間前金払の認定については、中間前金払の請求をするため、認定を受けようとする受注者から、認定請求書(別紙様式第1号)及び工事履行報告書(別紙様式第2号)を契約課(水道局発注工事については、水道局経営管理部財務課。以下同じ。)に提出させるものとする。
- 2 契約課長は、受注者から中間前金払に係る認定の請求があったときは、前項に規定する工事履行報告書を工事担当課に送付し、第2条に規定する要件を満たしているか否かにつき、調査を依頼する。
 - 3 工事担当課長は、工事履行報告書を調査し、第2条の要件を満たしているか否かを当該工事履行報告書に記載し、確認欄に押印後、契約課に返送する。
 - 4 契約課長は、認定に係る決裁をし、その結果を認定調書(別紙様式第3号)により受注者へ通知するものとする。

(認定通知)

- 第8条 中間前金払に係る認定の請求があった場合は、当該認定に当たって、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は特別な事情があるときを除き、当該認定の請求を受けた日から7日以内に認定結果の通知を行うものとする。

(請求及び支払)

- 第9条 受注者から中間前金払についての支払請求を受ける場合は、工期末を保証期限とする保証事業会社の保証証書を、当該支払請求書に添付させるものとする。
- 2 中間前払金の支払請求があった場合は、当該支払請求を受けた日から20日以内に支払うものとする。

(その他)

- 第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要領は、平成21年1月13日以降に契約締結する案件から実施する。

(経過措置)

- 2 この要領の実施日以前に契約締結した案件については、変更契約を行い、中間前金払を実施することができるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第1号の規定は、この要領の施行の日以後に公告、指名通知又は見積通知を行う契約に適用し、同日前に公告、指名通知又は見積通知を行う契約については、なお従前の例による。